

令和7年度

定期監査報告書

洲本市監査委員

令和7年度定期監査報告書

1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定による定期監査

2 監査の目的

本市では、公務遂行のため、本庁舎及び出先機関が多くの公用車を保有しているが、取得及び維持管理には、多大な経費を要するため、効率的な活用及び管理運営が求められる。また、安全管理の面からは、公用車の使用は公務中の交通事故発生というリスクを併せ持つこととなる。

そこで、公用車管理の実態把握及び安全対策の取組みについて把握し、それらが適切かつ効果的、効率的な運用に資することを目的に監査を実施した。

3 監査の対象年度及び車両

令和6年度に保有（リース車両等を含む。）していた公用車（自動二輪車及び原動機付自転車並びにフォークリフト、ショベルカー等の主に構内で使用する特殊車両を除く。）とする。

4 監査対象部署

公用車を保有する全部署

5 監査の着眼点

- (1) 予算及び財務管理の適正性
- (2) 保有状況及び使用状況の確認
- (3) 契約や法令遵守の確認
- (4) 安全対策及び事故防止の取組の確認
- (5) その他監査委員が必要と認める事項等

6 監査の実施内容

(1) 監査の期間

令和7年10月3日から令和7年12月22日

(2) ヒアリング実施日

日程：令和7年12月22日（月）

場所：洲本市役所2階 202会議室

(3) 監査方法

対象部署に調査票及び関係書類の提出を求め、書面審査を実施するとともに、必要に応じてヒアリング調査等を実施した。また、新規購入車両、処分車両及び事故車両について、追加の書類提出を求め監査を実施した。

7 監査執行者

監査委員 真野 陽一

監査委員 小松 茂

8 監査の結果

監査の対象とした公用車は、リース車両も含め令和6年度中に保有していた車両210台である。そのうちには、新規購入及びリース契約8台、廃車（下取り含む）12台、官公庁オークションでの売却3台を含む。なお、売却された3台のうち、2台は令和5年度中に車検が切れた車両である。

さらに、令和6年4月1日から令和7年9月30日までの間、新規購入及びリース契約、廃車売却及び事故処理した車両のうち対象車両を28台抽出した。

(1) 公用車の保有状況

令和7年3月31日現在で保有し運行している車両は次のとおりである。

市所有は148台、うち購入は129台、消防防災課、サービス事業所、総務課等へ寄贈された車両が19台である。また、リース車両は46台で、全体の23.5%を占めている。その他、福祉課に無償借受車両2台である。

専用車は、市長車、議長車、各消防団の消防車両、特殊用途自動車は、パッカー車、車いす移動車両、消防車両等である。

所属部署別の保有状況

(令和7年3月31日現在、単位：台)

所管部署	車種	普通自動車		小型自動車		軽自動車		乗合自動車	特殊用途自動車	小計	合計
		乗用	貨物	乗用	貨物	乗用	貨物				
企画情報部	業務用車	1		1		2	1			5	6
	専用車	1								1	
総務部	共用車	2		3	1	4				10	61
	業務用車	1			3	1	1	2	1	9	
	専用車								42	42	
財務部	業務用車					3				3	3
市民生活部	業務用車	1	12			3	5		4	25	25
健康福祉部	業務用車	1		3		26	3		3	36	40
	業務用車（貸与）						1		3	4	
産業振興部	業務用車				2	6	6			14	20
	業務用車（貸与）	3					1	2		6	
都市整備部	業務用車					4	5		1	10	10
五色総合事務所	業務用車	2					5			7	7
教育委員会	共用車		1							1	23
	業務用車			2	3	4	5	1		15	
	業務用車（貸与）		7							7	
市議会	専用車	1								1	1
合計		13	20	9	9	53	33	5	54	196	196
比率（%）		6.6	10.2	4.6	4.6	27.0	16.8	2.6	27.6	100.0	

取得方法別の保有状況

(令和7年3月31現在、単位：台)

車種		区分	購入	リース	寄贈	無償借受等	合計
普通自動車	乗用		6	6	1		13
	貨物		20				20
小型自動車	乗用		5		4		9
	貨物		7	1	1		9
軽自動車	乗用		20	25	6	2	53
	貨物		21	12			33
乗合自動車			4	1			5
特殊用途自動車			46	1	7		54
合計			129	46	19	2	196
比率 (%)			65.8	23.5	9.7	1.0	100.0

(2) 経過年数別の状況

初度登録年月からの経過年数別の状況は次のとおりである。現在保有する車両のうち、登録から10年以上経過した車両は、全体の半数以上を占めている。また、20年以上経過している車両は26台で、全体の13.3%に相当する。保有車両のうち、最長経過年数は37年であった。

(令和7年3月31現在、単位：台)

車種		区分	5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上	合計
普通自動車	乗用		5 (3)	5 (3)	2		1		13 (6)
	貨物		2	3	5	6	2	2	20
小型自動車	乗用		1	3	1	3		1	9
	貨物			1 (1)	1	5	2		9 (1)
軽自動車	乗用		18 (14)	8 (5)	16 (6)	6	5		53 (25)
	貨物		11 (8)	6 (4)	7	3	3	3	33 (12)
乗合自動車				2 (1)	1			2	5 (1)
特殊用途自動車			12	13	15	9 (1)	5		54 (1)
合計			49 (25)	41 (14)	48 (6)	32 (1)	18	8	196 (46)
比率 (%)			25.0	20.9	24.5	16.3	9.2	4.1	100.0

※ () 内の数値はリース車両の台数

(3) 総走行距離別の状況

総走行距離別の状況は次のとおりである。総走行距離が5万km未満の車両が120台で全体の61.2%を占め、最も多い結果となった。一方、20万kmを超える車両は7台で、全体の3.6%に該当しているが、1台は令和7年度に経年劣化のため処分された。それ以外の6台については、登録から20年以上経過した車両である。

また、1台については運転日誌が備え付けられていなかったため、総走行距離が不明であった。

(令和7年3月31現在、単位：台)

車種	区分	5万km未満	5万km以上 10万km未満	10万km以上 15万km未満	15万km以上 20万km未満	20万km以上	不明	合計
		普通自動車	乗用 9 (5)	3 (1)	1			
	貨物	5	2	8	4	1		20
小型自動車	乗用	1	6	2				9
	貨物	3 (1)	3	2	1			9 (1)
軽自動車	乗用	34 (21)	15 (2)	4 (2)				53 (25)
	貨物	19 (9)	7 (2)	4	1	1	1 (1)	33 (12)
乗合自動車		2 (1)		1		2		5 (1)
特殊用途自動車		47	2 (1)	1	1	3		54 (1)
合計		120 (37)	38 (6)	23 (2)	7	7	1	196 (46)
比率 (%)		61.2	19.4	11.7	3.6	3.6	0.5	100.0

※ () 内の数値はリース車両の台数

(4) 稼働日数別の状況

稼働日数別の状況は次のとおりである。稼働日数が100日未満の車両は77台であり、そのうち39台は消防車両である。不明としている車両は15台存在し、その内訳は、委託先や指定管理者に貸与しているため稼働状況が把握できない車両が6台、運転日誌に記録がないため稼働日数が不明となっている車両が9台である。

(令和7年3月31現在、単位：台)

車種	区分	50日未満	50日以上 100日未満	100日以上 150日未満	150日以上 200日未満	200日以上	不明	合計
		普通自動車	乗用	1	2	2	1	1
	貨物	4	2	2	8	3	1	20
小型自動車	乗用	3	1	1	2	2		9
	貨物	2	1	2	1	2	1	9
軽自動車	乗用	1	6	13	12	19	2	53
	貨物	5	6	5	4	10	3	33
乗合自動車				2	1		2	5
特殊用途自動車		18	25	6	3	2		54
合計		34	43	33	32	39	15	196
比率 (%)		17.4	21.9	16.8	16.3	19.9	7.7	100.0

(5) 車両管理台帳の作成及び備品登録の状況

車両管理台帳(簡易なものを含む)が作成されている車両は177台であり、作成されていない車両は31台であった。作成されていない理由は、貸与されている車両であることや、従前より作成されていなかったことなどによるものである。

車両管理台帳とは別に、リース車両を除く34台の車両については、洲本市物品取扱規則に基づく備品登録がされていなかった。これらの車両のほとんどは経過年数が10年以上のものである。また、15台については令和5年以前に処分されているにもかかわらず備品登録が継続されており、うち2台については二重登録されていることが確認された。

(6) 日常点検等記録表及び運転日誌の作成状況

洲本市公用車の運転者服務規程では、日常（運行前）点検の実施及び記録、運転日誌を記録することが定められている。更に、運転日誌では、道路交通法施行規則で定める酒気帯びの有無の記録を併記することとなっており、記録の保存期間は、道路交通法施行規則に基づき1年と定められている。

しかし、日常点検等記録表を作成していない車両が48台あり、理由は、貸与されている車両であることや、従前より作成されていなかったことなどによるものである。また、備えているが、記載のない車両もあった。

運転日誌の作成がされていない車両は17台あり、作成されていない理由は日常点検等記録表の場合と同様である。備えつけられているにもかかわらず、全く記録されていないケースや、記録内容が不備であるケースも確認された。また、運転日誌の保存年限が1年であるにも関わらず処分した車両もあった。なお、消防車両に関しては、運転日誌に代わり出動報告書としていることを確認した。

(7) ドライブレコーダー及びアルコール検知器の設置状況

ドライブレコーダーについては、設置済みの車両が153台である。設置していない車両は55台であり、そのうち21台は令和7年度中に搭載予定、消防車両22台は次回車両更新に併せて搭載を予定としている。また3台については廃車予定である。

アルコール検知器については、各所属部署に配置されており、運行前後に使用して確認を行い、運転日誌に記録する運用となっている。

(8) 公用車新規購入及びリース契約

監査対象期間に新規購入した2台、リース契約した4台の公用車について、契約手続きを確認した。

取得した6台中4台は、経年劣化による車両の更新で、いずれも指名競争入札で業者を選定している。うち3台は、購入車両からリース車両に変更しており、予算の平準化、事務負担の軽減を図るためである。

また、事故により使用不能となった1台については、修理費用及び維持管理費用を含めた契約額を検討した結果、リース契約により新たな公用車を取得することが最も合理的であると判断し契約を締結している。業者は指名競争入札により選定している。さらに、別の1台は、所属部署の業務の必要性から指名競争入札により新規に購入している。この車両は、環境省のクリーンエネルギー自動車導入促進補助金を活用している。

いずれの公用車取得においても、関係書類等を確認した結果、契約手続きは概ね適正に処理されている。

(9) 公用車廃車及び売却

監査対象期間に下取りを含め廃車した12台、官公庁オークションした3台の公用車について、その手続きを確認した。

経年劣化により更新のため廃車した6台について、新規契約の仕様書に下取り又

は処分を条件にして新規購入又はリース契約している。また、更新不要で経年劣化による廃車をした4台は、見積合わせによる業者又は直近の取引業者に手続費用を支払い手続きしている。事故により使用不能となった1台についても、レッカー移動を依頼した業者に廃車手続を依頼している。

リース車両であった1台は、不要になったことから中途解約して精算金を支出している。リース満了まで保有した場合との金額の比較はされていない。

いずれの公用車廃車においても、関係書類等を確認した結果、廃車手続きは概ね適正に処理されている。

官公庁オークションによる公用車3台の売却については、総務課が担当しており、関係書類等を確認した結果、売却手続きは概ね適正に処理されている。しかし、所属部署からの売却依頼文書の取得又は廃車に係る決裁書類の確認はされていない。

(10) 法定定期点検、燃料に係る契約

一般会計で維持管理している車両については、道路運送車両法の規定に基づく法定定期点検について、総務課が一括して指名競争入札により業者を選定している。点検は法に基づく点検区分に従い、適切に実施している。

また、公用車に係る燃料供給については、官公需法に基づく国等契約の基本方針に準拠し、適切に選定した業者と燃料供給単価契約を締結している。

いずれの手続きにおいても、関係書類等を確認した結果、契約手続き及び履行状況は概ね適正に処理されている。

(11) 安全運転管理者等の選任状況

安全運転管理者及び副安全運転管理者の選任は、道路交通法及び同法施行規則の規定に基づき、市長が法で定められた台数以上の自動車の使用の本拠地ごとに選任している。安全運転管理者は施行規則第9条の10に定める事項を処理し、副安全運転管理者はその指示に従って業務を補助する。

本市では、公用車の使用本拠地である洲本庁舎及び五色庁舎にそれぞれ1人ずつ選任している。また、副安全運転管理者は使用する公用車の台数が20台増えるごとに1人選任している。令和6年度の副安全運転管理者の選任状況については、洲本庁舎で6人、五色庁舎で1人選任されている。

(12) 事故の発生状況

令和6年度における事故は、8台の車両で発生し合計9件であった。いずれも物損事故であり、そのうち貸与車両2台による3件の事故であった。

事故発生後の手続きについては、報告、修繕、代替車両の検討、議会への報告など、状況に応じて概ね適正に処理されている。

しかし、事故が発生した場合、本市では運転者が速やかに所属長等に報告し、所属長が安全運転管理者に報告することが規定されているものの、一部のケースでは、安全運転管理者への報告が怠られていた。

9 意見等

(1) 適切な配置と効果的な更新について

消防車両以外の車両については、特に明確な車両更新計画はなく、経年劣化や高額な修繕費用が発生するなど、車両の状態に応じて予算を考慮し更新判断をしているのが実情である。また、更新の際、リース契約を選択することが増えている。

使用年数や総走行距離が長くなることは、修繕費用等の維持管理費が増加する可能性や車両の故障による事故のリスクが高まることが考えられる。また、稼働率の低い車両、年間走行距離の少ない車両については、維持コストも勘案し、適切な車両配置であるかを検証し、計画的な更新に努めていただきたい。

新規契約、更新及び廃車の際には、公用車配置の必要性や効果を十分に分析していただきたい。また、廃車や売却の理由又は根拠を明確にし、意思決定の透明性を確保した手続きを求める。

(2) 運行前点検及び運転日誌について

本市の規定において、全車両に備え付け記録することとなっているが、実施できていない車両が目立つ。この記録は、安全性の確保、使用目的及び酒気帯びの確認をするだけでなく、公用車配置の効果の分析等に必要な記録である。全車両に備え付け、運転する職員全員がこの記録の意義を十分に理解して、遺漏のないよう取り組んでいただきたい。

また、日常点検等記録表については、日々の点検項目の必要性、その実施間隔について、職員が点検及び記録しやすい方法を検討していただきたい。

(3) 運転免許証の有効期限等の確認について

現在、職員の運転免許証の有効期限等の定期的な確認が行われていない所属部署が多い。

規定では、運転者が運転免許証の記載事項に変更が生じた場合や交通違反による処分が決定した場合は、速やかに所属長へ報告することとなっている。しかし、運転免許失効状態で運転した場合は、重大な問題となり、運転者が報告を怠ったとしても所属部署としての責任を免れることはできない。

公用車の運転が必要な職員に対する安全運転管理者又は所属長による定期的な運転免許証の有効期限等の確認方法について検討されたい。

(4) 備品登録について

公用車も本市における重要な備品の一つである。最近購入された公用車は確実に登録されているが、経過年数の長い車両や寄贈された車両については登録漏れがあることを確認した。また、現在所有していないにも関わらず備品登録が残されている車両等も確認された。この状況は、市の財産管理の課題である。所有する公用車と備品登録を照合し、登録漏れや除却漏れがないか確認を徹底していただきたい。

さらに、公用車を一元的に管理する仕組みの構築についても検討されたい。

(5) 安全運転への取組について

本市の職員の交通安全に対する意識の高揚を図り、交通災害の防止に寄与するため、安全運転管理者及び副安全運転管理者をはじめとした職員で組織する洲本市安全運転管理者会議が設置されている。しかし、現在会議は開催されておらず、安全運転教育の実践等の実績も確認できなかった。

職員の安全運転の意識を高めるためにも指導、助言、研修実施をこの会議が率先して進めていき、効果的な安全対策に取り組んでいただきたい。

また、職員だけでなく、委託先や貸与先において交通事故が発生した場合は、貸与者たる市の管理監督責任を問われることになるため、委託先等の車両管理の状況を確認し、必要に応じて指導及び改善を行う体制を構築していただきたい。

併せて、各種規程について、現状に応じた見直しを検討されたい。

10 むすび

公用車は、市が保有する財産であると共に、市の業務遂行上不可欠なものである。また緊急対応や災害時においても、一定台数の車両を備える必要がある。そのためには、効率的な活用や適切な維持管理が求められるとともに、安全対策を図らなければならない。

このため、今回の監査において、すでに述べた改善や検討を要するものに取り組み、公用車の適正な管理、運用、安全運転の確保に努めることより、行政サービスの維持向上に資することを期待する。